

開会（14：54）

○村松幸昌委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は3件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおりとして進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

議案の審査に入る。

議第80号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○村松幸昌委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第80号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松幸昌委員長 議第81号「焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○村松幸昌委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○青島悦世副委員長 80号のところでは言おうと思っていたんですけども、この人事院勧告で出てきたその背景というのは、コロナ禍の中のことだというふうに解釈をすればいいですね。

○伊東義直人事課長 人事院勧告が今年の8月から7月までのボーナス、そこを民間と官とを比較しまして、0.04月、民間のほうが低かったということで、今回人事院勧告のほうでは0.05月の減ということで勧告が出まして、それに基づきまして今回80号、81号の改正になっているものでございます。月例給につきましては、人事院勧告のほうは引下げ等はなくて、今まで通りのということの勧告が出ておりますので、そういう形の勧告に準じまして、今回改正のほうを行うものでございます。

○村松幸昌委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第81号「焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松幸昌委員長 議第82号「焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 村松幸昌委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田源太郎委員 先ほどの説明の中で再任用職員を除くということだったんですけども、その確認をさせてください。
- 伊東義直人事課長 再任用職員につきましては、もともと期末手当のほうは2.35か月ということで、その部分が一般職と違っておりました、現状と同じということですので、再任用につきましては、前回0.05か月上げていないので、今回下げないということの対応をしております。
- 杉田源太郎委員 最初はあれっと思ったんですけども、今、次の質疑をしようかなと思ったのが、会計年度職員のこれがどうなっているのかというのを確認させていただきかけたのです。お願いします。
- 伊東義直人事課長 会計年度任用職員につきましては単年度の任用になっておりました、年度当初に任用の内容として、今1.3月の期末手当を支給しておりますので、そのところは来年度変える形で、今年度につきましては改正のほうをしない形となっております。
- 杉田源太郎委員 今年度は一応変わらないけれども、来年、来年度というと夏になるのかな、そのときには下げるよという、そういうことですか。
- 伊東義直人事課長 おっしゃるとおりになります。0.05月を下げるという形を取ります。
- 村松幸昌委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。
- 杉田源太郎委員 私は、この職員の期末手当の引下げというのは、いろいろな世間的なことからいったときにいろいろ意見はあるかもしれないんですけども、今年になってからはいろんな事業があつて、国からのいろんな給付金も何からあつて、またコロナ禍の中でも本当に昼夜間わず一生懸命働いてもらっている、市民生活を守るためという、そういう形で働いていただいている、そういうところでのこの職員の引下げというものについては反対をいたします。

◇採決の結果、議第82号「焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

- 村松幸昌委員長 以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。
これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会（15：07）